

第 2 6 回 生殖補助医療部会	資料 3
平成15年3月26日	

法律に基づく罰則規定の例

1. 刑法の場所的効力

○現行刑法は属地主義〔国内犯〕を原則とし、属人主義〔国民の国外犯〕及び保護主義〔すべての者の国外犯〕により補充されている。

- ①属地主義…犯罪が日本国内で行われている限り、何人に対しても刑法の適用がある。
- ②属人主義…犯人が自国民である限り、犯罪地の内外を問わず刑法を適用する。
(現行刑法では、殺人、放火等の比較的重い犯罪に適用している。)
- ③保護主義…自国または自国民の法益を侵害する犯罪に対しては、犯人・犯罪地の如何を問わずすべての犯人について刑法を適用する。
(現行刑法では、内乱、通貨偽造等の重大な犯罪について適用している。)

2. 国内犯規定

(1) 医師の行為に対する罰則規定

○医師の行為に関し、秘密漏示や報告義務違反については罰則付きの禁止規定の例があるが、医療の適切な実施については、医師法、医療法等により包括的に担保されており、個別の医行為について罰則付きの禁止規定を設けている例は把握していない。

※医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者について、厚生労働大臣は、その免許を取り消すこと等ができる。(医師法)

※臓器の摘出に当たり、必要な手続き(脳死判定に係る書面の交付を受ける)を経ずに臓器の摘出をした医師に対して罰則を規定している例はある。

(2) すべての者に対する罰則規定(医療関連)

①臓器の売買等

- ・何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること・提供を受けること及びそのあっせんをすること・あっせんを受けることの対価として財産上の利益の供与を受け・供与してはならない。
- ・何人も、上記に違反するものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。
- ・〔罰則〕5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)

②生殖を不能にする手術等

- ・何人も、母体保護法による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行ってはならない。
- ・〔罰則〕1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。人を死に至らしめた時は、3年以下の懲役。

3. 国民の国外犯規定

(1) 医療関連

○医療関連では、臓器の売買等のみが国民の国外犯の規定がある。

- ・何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること・提供を受けること及びそのあっせんをすること・あっせんを受けることの対価として財産上の利益の供与を受け・供与してはならない。
- ・何人も、上記に違反するものであることを知って、臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

※臓器の売買の禁止については、世界保健機構（WHO）総会で採択された指針がある。

「ヒト臓器移植に関する指針」1991年

指針5 人体及びその一部は商取引の対象となり得ない。したがって、臓器に対する代価の授受（金銭以外の補償や謝礼を含む）は禁止されるべきである。

（注）臓器には生殖に関する組織、すなわち、卵子、精子、卵巣、精巣、胚を含まないとの定義がある。

(2) 医療関連以外

	法律名	行為等
1	刑法	建造物等放火、私文書偽造、強制わいせつ、殺人、傷害、保護責任者遺棄、逮捕及び監禁、未成年者略取及び誘拐、名誉毀損、強盗、詐欺等
2	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律	資金提供、資金収集
3	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等
4	児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童買春等
5	対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	製造、所持
6	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	化学兵器使用・製造・所持等
7	人質による強要行為等の処罰に関する法律	人質による強要及び同未遂
8	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核爆発を生じさせる行為及び同未遂
9	自衛隊法	防衛秘密漏洩等
10	暴力行為等処罰ニ関スル法律	加重傷害及び同未遂
11	刑法施行法	著作者人格権侵害等
12	公職選挙法	買収及び利害誘導等